

奈良県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として令和元年十二月奈良県告示第三百二十二号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
宇陀市榛原 足立（〇〇 一）急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり	宇陀市榛原 足立（〇〇 一）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項
宇陀市榛原	次の平面図	宇陀市榛原	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び宇陀市 役所危機管 理課

比布（〇〇 六）急傾斜 地崩壊警戒 区域	のとおり	比布（〇〇 六）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	のとおり	とおり	土木事務所 及び宇陀市 役所危機管 理課
宇陀市榛原 内牧（〇〇 一）急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり	宇陀市榛原 内牧（〇〇 一）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び宇陀市 役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。